

協議第46号

「国民健康保険事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年12月24日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

国民健康保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険の保険税率は、統一する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。2 出産育児一時金の貸付限度額は、有田町の例による。3 葬祭費は、現行のとおりとする。4 高額医療費貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。5 あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後速やかに調整する。6 表彰制度は、合併後速やかに調整する。

協議第 47 号

「交通関係事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 12 月 24 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

交通関係事業の取扱い
コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行い、新町での運行を目標とする。

協議第 48 号

「地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 12 月 24 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会を新町において設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

協議第49号

「新町建設計画」の策定方針について、次のとおり提案する。

平成16年12月24日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

新町建設計画
新町建設計画の策定方針は、次のとおりとする。

新町建設計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成する合併市町村の建設に関する基本的な計画（新町建設計画）は、次の策定方針で臨むものとする。

1 計画の趣旨

この計画は、有田町・西有田町の合併後に、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現を図ることにより2町の速やかな一体化を促進して、地域の特色ある発展と住民福祉の向上を図るものとする。

2 計画の構成

この計画は、「新町建設の基本方針」、「基本方針を実現するための主要事業」、「公共的施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心に構成する。

また、新町の健全な財政運営に配慮したものとする。

3 計画の期間

この計画における主要事業、公共的施設の整備統合及び財政計画は、合併後、おおむね10年の期間について定める。（基本的に平成18年度から平成27年度までの10年度間）

4 計画策定に際しての留意事項

行財政改革を積極的に推進する。

基本方針を定めるに当たっては、10ヵ年以降の将来をも展望した長期的視野に立ち、新町の将来進むべき方向を定めるものとする。

計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。

計画の内容が実現困難なものであったり、単に2町の総合計画をつなぎ合わせただけのものとならないよう、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

新町における旧町意識を早期に解消し、地域全体の一体性を確立するための計画とする。

財政計画については、地方交付税、国又は県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もらないようにする。